

# 令和2年度 7月分以降新制度 学校納付金について

1ヶ月の学校納付金	
授業料	41,900円
後援会費	2,600円
生徒会費	400円
合計	44,900円

※入学金(入学時のみ)  
 推薦 50,000円  
 専願 80,000円  
 併願 100,000円  
 特別施設費 70,000円

## 高等学校等就学支援金制度 令和2年度 7月以降 対象

年収目安	年間支給額 [月額]	学納金月額 ※令和2年4月より適用
910万円以上	0円 <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">公立・私立とも適用なし</span>	44,900円
910万円未満 ～590万円	118,800円 [9,900円]	35,000円
590万円未満	396,000円 [33,000円]	11,900円

※上記の年収目安は両親のうちどちらかが働き、  
 高校生1名、中学生1名の4人世帯の目安です。  
 ※宮崎県の授業料減免制度については現在のところ未定です。

**授業料 : 8,900円**  
 +  
**生徒・後援会費 : 3,000円**

### ① 所得基準に相当する世帯年収目安・・・文部科学省資料より抜粋

扶養控除対象者の人数	生計維持者の数	就学支援金支給月額	就学支援金支給月額
		9,900円	33,000円
子供1人(高校生) ※扶養控除対象者が1名の場合	両親の一方が生計維持者の場合	～約910万円	～約590万円
	両親共働きの場合	～約1,030万円	～約660万円
子供2人(高校生・中学生以下) ※扶養控除対象者が1名の場合	両親の一方が生計維持者の場合	～約910万円	～約590万円
	両親共働きの場合	～約1,030万円	～約660万円
子供2人(高校生・高校生) ※扶養控除対象者が2名の場合	両親の一方が生計維持者の場合	～約950万円	～約640万円
	両親共働きの場合	～約1,070万円	～約720万円
子供2人(大学生・高校生) ※扶養控除対象者が1名 特定扶養控除対象者が1名の場合	両親の一方が生計維持者の場合	～約960万円	～約650万円
	両親共働きの場合	～約1,090万円	～約740万円
子供3人(大学生・高校生・中学生以下) ※扶養控除対象者が1名 特定扶養控除対象者が1名の場合	両親の一方が生計維持者の場合	～約960万円	～約650万円
	両親共働きの場合	～約1,090万円	～約740万円

※ 子供について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19歳～22歳とする。  
 ※ 給与所得以外の収入はないものとする。  
 ※ 世帯年収(目安)は1万円の位を四捨五入している。

**本表はあくまでも目安です。申請時にはマイナンバーをもとに計算されます**

### ② 高校生等奨学給付金 [令和元年度参考] 都道府県により制度の詳細は異なります

- 生活保護受給世帯(生業扶助措置世帯) **給付額 52,600円**
- 第1子の高校生等がいる世帯 **給付額 103,500円** ← 市町村民税・都道府県民税所得割 非課税世帯
- 23歳未満の扶養されている兄・姉がいる世帯で、本校の生徒が第2子以降の場合 **給付額 138,000円**